

令和 3 年度
保全安全管理講習会（冬期）

受講申請の手引き

※本手引きは冬期講習に適用します

【受講申請についての注意事項】

受講申請にあたりましては、本受講申請の手引きを最後まで熟読いただいたうえでお申込みください。申込者は、受講申請の手引きに記載されている内容のすべてに同意したうえで申込みしたものとみなします。

2021年9月

目次

1. 保全安全管理講習会の概要	1
2. 受講要件	2
3. 受講コース区分	2
4. 講習会スケジュール	3
5. 講習会の内容・修了審査について	4
6. 講習会に関する注意事項	5
7. 受講料およびお支払いについて	5
8. 受講申請に必要な書類	6
9. 受講申請の手続きおよび留意事項	8
経歴書を記入する際の注意事項	9
経歴書記入に際してよくあるお問い合わせ	11
10. 修了審査結果の通知・修了証の送付について	12
11. CPDについて	12
12. 個人情報のお取り扱いについて	13
13. 申請・お問い合わせ先	13

様式(記入例を含む)別紙参照

1. 保全安全管理講習会の概要

1-1. 保全安全管理者制度について

高速道路における路上作業は、一般車両が直近を高速走行するなかで、かつ狭所作業ヤードでの作業が主体であることから、高速道路を利用する一般車両及び作業に従事する作業者に配慮した交通規制作業及び規制内作業の安全に十分留意する必要があります。

このため、路上作業における安全管理を一層徹底するうえで、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の維持修繕作業共通仕様書及び土木工事共通仕様書において、専任の保全安全管理者を設置することが義務づけられています。

1-2. 保全安全管理者について

保全安全管理者は、高速道路の路上作業に際し、高速道路を利用する一般車両及び作業に従事する作業者の安全の確保がなされるよう、交通規制作業及び規制内作業の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する者であり、保全安全管理者に専任されるためには、一定の技術力、安全に関する知識及び指導力を有する者で、保全安全管理講習会(以下「本講習会」という。)の有効な修了証を保持する者と定められています。

1-3. 保全安全管理講習会及び受講申請の手引きについて

本講習会では、上記の「一定の技術力、安全に関する知識及び指導力を有する者」をあらかじめ確認するための受講要件を設定し、受講要件を満たす者を対象として講習を実施し、講習内容を理解したと認められ、一定レベルに達した方に修了証を発行しています。

よって、受講要件を満たすかどうかを確認する経歴書は重要な申請書類となりますので、本手引きの内容を熟読したうえで不正確な記載や虚偽の記載がないようお願いいたします。

2. 受講要件

- 受講要件は以下のとおりです。

受 講 要 件 (①または②が必要)	
①	<p>[A]と[B]両方の実務経験が必要。</p> <p>[A] 交通規制を要する作業や工事(以下「工事等」という。)の実務経験年数が、高速道路^{注)}の交通規制を要する工事等の場合は3年以上、または高速道路以外の道路(一般国道、都道府県道、市町村道)の交通規制を要する工事等の場合は5年以上ある者。</p> <p>[B] 工事等の中心となる工種、または交通規制作業や規制内作業を指導監督した実務経験年数が1年以上の者。</p>
②	過去に本講習を修了し、修了番号を保持したことがある者。

注)高速道路とは、下記Ⅰ～Ⅲの何れかに該当する道路をいう(以下、『高速道路』と総称する)。

- Ⅰ. 高速自動車国道法第四条第一項に規定する高速自動車国道
- Ⅱ. 道路法第四十八条の二に規定する自動車専用道路
- Ⅲ. 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)(なお、旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団、旧本州四国連絡橋公団も含む)が管理する道路(以下、『高速道路会社』と総称する)

受講要件を満足するか判断する関連項目として、本手引き11ページの『経歴書記入に際してよくあるお問い合わせ』を参考にしてください。

3. 受講コース区分

- 受講コース区分は以下のとおりです。

新規コースと更新コースの2通りです。2019年度から変更となっておりますのでご注意ください。

修了番号をお持ちの方でも、有効期限が切れている方については、新規コース扱いとなります。

有効期限内の修了番号をお持ちの方で、申請登録時に修了番号の入力が無い場合は更新コースとなりませんのでご注意ください。

更新コース対象については、別紙「[更新コース対象早見表](#)」を併せてご確認ください。

なお、修了番号・修了証に関するお問い合わせは受講者ご本人様よりお願いいたします。

コース名	対象者	修了審査方法
新規コース	本講習会を始めて受講される方	講習当日 修了確認試験
	過去に本講習会を受講したことはあるが、一定レベル未達の方 (修了番号をお持ちでない方)	
	修了番号の有効期限が切れている方	
更新コース	修了番号をお持ちの方で、有効期限内(※)に受講する方	講習当日 修了確認レポート提出

※保全安全管理者は、一定の技術力、安全に関する知識及び指導力を有する者で、「保全安全管理講習」の有効な修了証を保持する者と定められております。

詳細は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の維持修繕作業共通仕様書及び土木工事共通仕様書をご確認ください。

4. 講習会スケジュール

➤ スケジュールは以下のとおりです。

講習会は1日間で行います。受講日は受講票に記載しております。

項 目		冬 期
【講習会受講申請受付期間】 当法人ウェブサイトで申請登録をした後、 必要書類を簡易書留郵便で郵送 してください。受付期間最終日の消印有効です。締切後はいかなる理由があっても受け付けません。 ウェブサイトからの申請登録だけでは『無効』となり、受講申請を取り消しいたします。		10月11日(月)) 10月25日(月)
<受講料振込依頼書、受講票発送> 注1 講習会の詳細について記載した文書を同封いたします。		12月 3日(金)
【キャンセル受付期限】		12月15日(水)
【受講料の支払い期限】		12月28日(火)
【講習会および修了審査】 注2 時 間:9時45分～18時00分 (予定)		
東京会場	冬期	東京都立産業貿易センター 浜松町館 (東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー) 東京① 1月13日(木) 東京② 1月14日(金)
大阪会場	冬期	大阪府立国際会議場[グランキューブ大阪] (大阪府大阪市北区中之島 5-3-51) 大阪 1月25日(火)
<修了証、結果通知発送> 注1		3月11日(金)

◆上記表に記載の【○○】は申請者が行う内容を示し、<○○>は当法人が行う内容を示します。

注1 発送後、数日経過しても届かない場合は、当法人までご連絡ください。

注2 受講申請人数が少ない場合は、下記開催を取り止める場合がございます。

東京①	大阪
1月13日(木)	1月25日(火)

東京会場または大阪会場の**講習会受講希望日をあらかじめ指定することはできません。**

当法人にて受講日を指定させていただきますのでご了承ください。受講日は受講票に記載しております。受講票到着後、やむを得ず受講日を変更される際はまず電話でご連絡ください。他会場の席に余裕がある場合のみ、お申出順に受講日変更を受け付けいたします。他会場の席に余裕がない場合は受け付けできませんのでご了承ください。なお、受講日変更の受付期限は**キャンセル受付期限と同様**とし、締切後の変更は一切受け付けません。

5. 講習会の内容・修了審査について

➤ 講習会の内容は以下のとおりです。

講習内容	
<p>高速道路における保全業務の概要、技術者倫理、労働災害予防、交通安全、高速道路の路上作業におけるお客様の安全や保全工事関係者の保安に関する基礎知識の習得を目的とした講習を行います。</p> <p>会場毎に講師は異なる場合があります。</p> <p>講習に続き、講習内容の理解度を確認するために各コースで修了審査を実施します。</p> <p>新規コース：修了確認試験 更新コース：修了確認レポートの提出</p>	

➤ (1) 修了確認試験は以下のとおりです。

形式	実施内容	時間
択一式	<p><対象者は新規コース></p> <p>◎主に労働災害、倫理・法令遵守、高速道路上での交通事故、保全安全管理者の業務・定義、交通規制、規制中の事故などに関する事項について、択一式の問題を出題します。 出題数は35問とします。</p> <p>◎当日の講習内容(上記参照)および 「道路保全工事等安全管理の手引き(第4版)」(発行予定：令和3年12月)の第1章～第3章を出題範囲とします。</p>	60分

修了確認試験は、『道路保全工事等安全管理の手引き(第4版)』(発行予定：令和3年12月、販売価格1,320円〔税込、送料別途〕)から多く出題されます。予習を行い、基礎事項を理解したうえで受講いただくことを推奨いたします。

購入をご希望の方は申請登録時にお申込みください。お申込みいただいた参考図書は、図書代金の請求書を同封のうえ受講票等とは別に送付いたします。

➤ (2) 修了確認レポートの内容は以下のとおりです。

形式	実施内容	時間
記述式	<p><対象者は更新コース></p> <p>交通規制や安全管理等に関する事項について、2つの課題について記述していただきます。 なお、当日配布する講習会テキストおよび「道路保全工事等安全管理の手引き(第4版)」(発行予定：令和3年12月)を参照しながらの記述を認めるものとします。</p>	60分

6. 講習会に関する注意事項

- ▶ 講習会に関する注意事項は以下のとおりです。
- (1) **講習会場へは、公共交通機関を利用してください。**公共交通機関の利用にあたっては、当日の気象状況、交通混雑や事故など、予想以上に時間のかかる場合があります。事前に情報を得て十分に余裕を持って来場してください。
 - (2) **受講票と顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)**必ずご持参のうえ、受付時にご提示ください。
 - (3) 講習当日、1 講義目の講習開始時間より30分以上遅刻した場合、受講することは可能ですが、審査の対象外となりますので、ご了承ください。
 - (4) 地震、台風、水害、その他やむを得ない事象により、講習会の開始時間を変更、あるいは中止する場合があります。
 - (5) 地震、台風、水害などやむを得ない事情により、講習会が実施できなかった場合、お支払いいただいた受講料は全額返金いたします。なお、受講料をお支払いいただいた際の振込手数料については返金いたしません。また、交通費や宿泊等に関する費用については、負担いたしません。
 - (6) 新型コロナウイルス感染の状況によっては、講習会の開催を中止する場合があります。

7. 受講料およびお支払いについて

- ▶ 受講料およびお支払いについては以下のとおりです。

- (1) 当法人の賛助会員は1割引です。**賛助会員は、賛助会員番号(5桁)を入力し申請してください。**

区分	受講料 (税込)	備考
一般	28,600円	受講料にはテキスト(当日配布)代が含まれています。 当日配布するテキストは、「道路保全工事等安全管理の手引き(第4版)」(発行予定:令和3年12月)ではありません。
賛助会員 (法人会員・個人会員)	25,740円	

- (2) 受講料は当法人から送付する振込依頼書を使用して振込んでください。
振込手数料は振込人様負担とさせていただきます。
現金等を直接ご持参いただくことはお断りいたします。
受講料のお振込みは、『2.講習会スケジュール』に記載の支払い期限までにお済ませください。
支払期限までに入金の確認が取れない場合、受講できないことがございますのでご注意ください。
請求書・領収書は発行いたしません。振込金受取書をもって領収書にかえさせていただきます。
- (3) 都合によりキャンセルされる場合は、**『2.講習会スケジュール』に記載のキャンセル受付期限までにご連絡ください。**受講料をすでにお振込みされている場合は、振込手数料を差し引いて、キャンセルされる方の受講料を払い戻しいたします。
キャンセル受付期限後にキャンセルされた場合は、**受講料の払い戻しはいたしません。**この場合、講習会実施日以降に講習会のテキスト等を申込担当者へ送付いたします。

8. 受講申請に必要な書類

➤ 受講申請に必要な書類は以下のとおりです。

申込種別は、法人・団体申込と個人申込の2通りです。

申込種別	内容
法人・団体申込	申込担当者が会社単位で取りまとめて受講申請を行う方法です。 本社、支社、事業所単位での申請を受け付けます。 郵便物は申込担当者宛に送付します。
個人申込	個人が受講申請を行う方法です。郵便物は個人宛に送付します。

I. 法人・団体申込の場合

	書類	部数	摘要
1	保全安全管理講習会 受講申請書 様式-1 法人・団体申込用	<u>本社、支社、事業所単位</u> で1部	受講申請者全員について入力します。
2	添付書類（ <u>受講申請者毎</u> に下記①～⑤より <u>いずれかひとつ</u> 条件に合うものを選択してください）		
新規コース	① 初めて受講される方 ② 過去の本講習会の受講票をお持ちでない方（修了番号をお持ちの方は除く）	経歴書 様式-2	受講申請者毎に1部 氏名・生年月日等に誤りがあると、認定されない場合があります。必ず受講申請者本人が確認してください。 <u>本社、支社、事業所代表者役職印（公印）が必要です。</u>
	③ 過去の本講習会の受講票をお持ちの方（修了番号をお持ちの方は除く）	受講票貼付用紙 様式-3	受講票の枚数により適宜 「受講票」を貼付してください。（過去開催分の 原本 に限る）
	④ 有効期限内ではないが修了番号をお持ちの方 失効している場合でも入力必須	添付書類不要	- ウェブサイト申請登録時に修了番号を入力してください。
更新コース	⑤ 有効期限内の修了番号 をお持ちの方	修了証(写し)貼付用紙 更新コース専用 様式-4	ウェブサイト申請登録時に修了番号を入力してください。 「修了証(写し)」を貼付してください。紛失等の場合は再発行いたします。詳細については、本手引き9ページ(12)をご確認ください。

Ⅱ. 個人申込の場合

(所属先が賛助会員であっても、個人申込の場合は一般の受講料となります。賛助会員価格が適用されるのは、個人会員のみとなります。)

	書類	部数	摘要	
1	保全安全管理講習会 受講申請書 様式-1 個人申込用	1部	受講申請者について入力します。	
2	添付書類 (下記①～⑤より <u>いずれかひとつ</u> 条件に合うものを選択してください)			
新規コース	① 初めて受講される方 ② 過去の本講習会の受講票をお持ちでない方(修了番号をお持ちの方は除く)	経歴書 様式-2	1部	経歴について、受講申請時に所属している会社の証明(法人代表者名・印)が必要です。詳細については、本手引き8ページ(10)をご確認ください。
	③ 過去の本講習会の受講票をお持ちの方 (修了番号をお持ちの方は除く)	受講票貼付用紙 様式-3	1部	「受講票」を貼付してください。(過去開催分の 原本 に限る)
	④ 有効期限内ではないが修了番号をお持ちの方 失効している場合でも入力必須	添付書類不要	-	ウェブサイト申請登録時に修了番号を入力してください。
更新コース	⑤ 有効期限内の修了番号 をお持ちの方	修了証(写し)貼付用紙 更新コース専用 様式-4	1部	ウェブサイト申請登録時に修了番号を入力してください。「修了証(写し)」を貼付してください。紛失等の場合は再発行いたします。詳細については、本手引き9ページ(12)をご確認ください。

9. 受講申請の手続きおよび留意事項

➤ 受講申請の手続きおよび留意事項は以下のとおりです。

- (1) 当法人ウェブサイトの保全安全管理講習会ページの【Web申込み】ボタンから申請登録を行ってください。**【お申込み】ボタンは、受講申請受付期間のみ掲載**いたします。申請登録方法については、別紙「[保全安全管理講習会 受講申請手続きガイド](#)」をご確認ください。
- (2) ウェブサイトでの申請登録完了後、当法人より「**[EHRF] 保全安全管理講習会登録内容確認および「受講申請書(様式-1)」**メール(自動返信)を送信いたします。メールに「保全安全管理講習会 受講申請書(様式-1)」のPDFが添付されておりますので、印刷を行ってください。**添付のPDF(様式-1)を無断で修正、もしくは手書き修正することは出来ません**。申請内容に相違があったと認められる場合は、受講できないことがありますのでご注意ください。自動返信メールが届かない場合は、当法人へお問い合わせください。
- (3) **必要書類をそろえ、必要箇所に押印のうえ、簡易書留郵便で当法人へ郵送してください。受付期間最終日の消印有効です。締切後はいかなる理由があっても受け付けません**。
- (4) 申請書類に不備があった場合は受講できません。
- (5) 申請書類の記載等に虚偽がある場合は受講できません。また、**修了証を送付した後に、記載等に虚偽が発覚した場合は修了証を無効といたします**。
- (6) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (7) 過去に講習会を修了し、修了番号をお持ちの方は経歴書の提出は不要です。申請登録時に**該当者の修了番号を入力**してください。なお、**失効している場合でも修了番号を必ず入力してください**。入力した修了番号が有効期限内であるか否かは、システムで自動判定し、PDF(様式-1)にて反映します。修了番号の入力間違いがないよう、慎重に入力をおこなってください。**有効期限内の修了番号をお持ちの方で、申請登録時に修了番号の入力が無い場合は更新コースとなりませんのでご注意ください**。中途採用者等が申請者の場合は、ご本人様に修了番号の有無を確認のうえ、申請登録してください。**修了番号が不明の場合は、ご本人様より当法人へお問い合わせください**。**更新コースと判定された方は、修了証(写し) 貼付用紙 更新コース専用(様式-4)を提出してください**。修了番号をお持ちの方で新規コースと判定された方は、添付書類は不要です。
- (8) **修了番号をお持ちでない方で、過去の講習会の受講票(原本に限ります)をお持ちの方は、経歴書の提出は不要です**。受講票を受講票貼付用紙(様式-3)に貼付し、提出してください。
- (9) 受講料振込依頼書・受講票は、受講申請時に登録した情報にもとづき送付します。法人・団体申込の場合、申請後に会社を異動した方につきましては、申請時の会社から受講料が振り込まれないと受講できませんので注意してください。
- (10) **個人申込の場合**、経歴書(様式-2)は受講申請時に所属している会社の経歴証明印を押印してください。修了番号を持っていない新規コースでの受講の方で、所属会社の経歴証明が困難な方(無所属の方など)につきましては、経歴を判断できる書類(現場代理人届けの写しや工事実績情

報システム<CORINS>の技術者実績確認書などを添えて受講申請してください。

- (11) 参考図書『道路保全工事等安全管理の手引き(第4版)』(発行予定:令和3年12月,販売価格1,320円〔税込,送料別途〕)の購入をご希望の方は、申請登録時にお申込みください。お申込みいただいた参考図書は、図書代金の請求書を同封のうえ、受講票等とは別に送付いたします。参考図書で予習を行い、基礎事項を理解したうえで受講いただくことを推奨いたします。発送時期は受講票と同時期となる予定です。
- (12) 有効期限内の修了証の再発行をご希望の方は有料(2,000円〔税込〕)にて承りますので、事前に当法人ウェブサイト⇒「講習会・講演会・研究発表会」⇒「保全安全管理講習会」⇒「保全安全管理者に関する認定制度の廃止・修了証による確認について」3.保全安全管理講習会 修了証の再発行依頼書(様式-H)にて申請してください。
※申請から発行まで1~2週間お時間をいただきます。時間に余裕をもって申請してください。

経歴書を記入する際の注意事項

➤ 経歴書(様式-2)を記入する際の注意事項は以下のとおりです。

① 実務経歴について

高速道路、一般国道、都道府県道、市町村道の路上で交通規制を必要とする維持修繕・点検等の作業及び工事における実務経歴のみを記入してください。

実務経歴は、各高速道路会社が管理する高速道路だけでなく、一般国道、都道府県道、市町村道など、各高速道路会社以外の機関が管理している道路での経歴でも記入できます。交通規制を必要とする維持修繕・点検等の作業及び工事の経歴を記入することが条件ですので、開通後の区間の作業等や拡幅工事は該当しますが、開通していない区間での作業や工事で、交通規制が伴わない場合は実務経歴として記入することができません。

② 発注機関名について

「日本道路公団 東京管理局 横浜管理事務所」は「JH横浜(管)」、「東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所」は「NEXCO 東日本千葉(管)」、「国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所」は「北陸地整新潟国道事務所」など**識別可能な略称**で記入してください。

③ 工事件名・調査等件名について

発注機関と元請け会社とで交わした請負契約件名を記入してください。

④ 工事(業務)内容について

上記工事件名・調査等件名における**作業従事者(今回受講申請する者)**が**実施した、交通規制を伴った工事(業務)内容を具体的に**記入してください。規制の状態も詳細に記入してください。

下請けで従事した場合は、その下請け内容を具体的に記入してください。

⑤ 道路名称について

1つの工事において複数の道路を規制した場合には、代表的な規制を実施した道路名を記入してください。

⑥ 規制を実施した道路について

自動車専用道路である場合は「**自専道**」、自動車専用道路以外である場合は「**自専道以外**」を選択してください。

⑦ 道路管理者について

上記道路名称に記入した道路の道路管理者を記入してください。

⑧ 規制形態について

路肩規制、車線規制、交互交通規制、対面交通規制、移動規制、ランプ規制の中から該当する規制形態を選択してください。※固定規制は対象とはなりません。

⑨ 規制実施状態について

日々規制、夜間連続規制、夜間規制の中から該当する規制実施状態を選択してください。

⑩ 実務経験の従事期間について

着手(着工)から完了(しゅん功)まで従事された場合は、発注機関との契約工期を記入してください。途中からあるいは途中まで従事された場合は、発注機関との契約工期のうち、その作業・工事等に従事した期間を記入してください。ただし、前の作業・工事等期間と次の作業・工事等期間が重複しないように記入してください。

なお、日付が不明の場合は、着手日を『○年○月1日』、終了日を『□年□月31日』のように月初めと月末の日付を記入してください。

実務経歴の従事期間として計上できる時期は、申請月の属する末日までとします。

直近の実務経験で受講要件に該当する期間について(高速道路の実務経験であれば3年間分、高速道路以外の一般道等の実務経験であれば5年間分)古い日付から順にご記入いただき、実務経歴が1枚におさまらない場合は様式-2の2枚目を使用し、社印で経歴書の1枚目と重ねて割印して添付してください。

⑪ 指導監督の実務経験について

実務経歴として記入した作業・工事のうち、その中心となる工種、または交通規制作業や規制内作業を指導監督する立場として従事した実務経験をいい、道路上で交通規制を必要とする維持修繕作業、土工工事・橋梁工事、舗装改良工事、交通安全管理施設改良工事、道路付帯設備の改良工事、交通規制作業等の具体的な作業・工事において、指導監督する立場で⑫に記載する役職で従事した経歴をいいます。

指導監督の実務経験年数は、高速道路または高速道路以外の一般国道、都道府県道、市町村道などの区分にかかわらず、1年以上の経験年数が必要です。

⑫ 職名コードについて

指導監督的実務の役職を確認するものです。様式-2の表下、職名コード(※5)記載の現場代理人等、主任(監理)技術者・管理技術者、工事主任・作業主任、発注者、施工管理員の中から該当する番号を選択してください。

⑬ 作業内容コードについて

指導監督的実務の作業内容を確認するもので、様式-2の表下、作業内容コード(※6)に記載の維持修繕作業、土工工事・橋梁工事、舗装改良工事、交通安全管理施設改良工事、道路付帯設備の改良工事、交通規制作業の中から該当する番号を選択してください。

経歴書記入に際してよくあるお問い合わせ

Q1. 受講要件の「交通規制を要する工事等」とは、どういうものですか？

- A. 工事等の主要となる工種を行うにあたり、一般車両の安全を確保するため車線や路肩等の一部を規制する交通規制の必要がある工事等のことを言います。
工事等の主要となる工種が交通規制を要さない場合は、実務経歴として記入できません。

Q2. 高速道路の建設工事を行っていましたが、実務経歴として記入できますか？

- A. 新設道路での作業や工事で、交通規制を要さない場合は実務経歴として記入できません。
なお、供用中道路と近接する作業や工事で、供用中道路の交通規制を要する場合は実務経歴として記入できます。この場合、交通規制を伴った工種・作業を経歴書の工事内容に詳しく記入してください。

Q3. 共同溝工事や下水道工事を実務経歴として記入できますか？

- A. 一般国道等の共同溝工事や下水道工事において、車線や路肩等の一部を規制する交通規制に関わる業務に従事した場合は、実務経験として記入できます。ただし、地下での作業や固定規制内での作業の場合は、保全安全管理全般に及ばないことから、実務経験として記入することができません。

Q4. 高速道路での実務経験と高速道路以外の一般国道等での実務経験両方を持っていますが、何年の実務経験が必要となりますか？

- A. 高速道路のみの実務経験で3年以上の経験が無い場合は、高速道路での実務経験と一般国道等での実務経験を合わせて5年以上の経験が必要となります。

10. 修了審査結果の通知・修了証の送付について

- (1) 修了審査結果の通知につきましては、申込担当者様または個人申込者様あてに『2.講習会スケジュール』に記載の結果通知発送期日までに発送いたします。
- (2) 修了審査において、講義内容の理解度が一定レベルに達したと認める方には、『2.講習会スケジュール』に記載の修了証発送期日までに修了証を申込担当者様または個人申込者様あてに送付いたします。会社申込の場合は申込担当者様より受講者ご本人様にお渡しください。
- (3) 修了審査結果の通知や修了証が届かない場合は、当法人までお問い合わせください。
- (4) 修了審査結果の通知内容は以下のとおりです。

区 分	記 載 事 項 内 容
修 了	講習会を受講し、修了審査において一定のレベルに達した方
一定レベル未達	講習会を受講し、修了審査において一定のレベルに達したと認められなかった方
欠 席	講習会の一部または全てを受講しなかった方
キャンセル	講習会をキャンセルした方

- (5) 新規コース受講の方で、結果が「修了」となった方の修了番号については、2019 年度より新たに付与いたします。
修了審査結果の通知に修了番号が記載されておりますので大切に保管し、次回以降ご申請いただく際に参考としてください。
- (6) 修了確認レポートの提出結果について
修了確認レポートの内容が適切で、講習内容を理解したと認められる者に対しては、修了証を発行します。認められない場合は、修了確認レポートの再提出を求め、適切であれば発行します。ただし、再提出は1回のみとします。再提出でも適切でない場合には、修了審査結果で通知します。
- (7) **修了審査の内容(採点結果など)に関するお問い合わせには、一切お答えできません。**

11. CPD について

本講習会は、建設系CPD協議会に加盟している、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会(JCM)のCPDSプログラムおよび公益社団法人土木学会(JSCE)のCPDプログラム登録を行います。受講証明書は講習会当日に発行いたしますので、必要に応じてお受け取りください。各団体、お1人様1枚のみです。なお、講習会実施日以降に受講証明が必要となった場合は、当法人まで電話でご連絡ください。

12. 個人情報のお取り扱いについて

(1) 利用目的

当法人が講習会の申込みに伴い収集させていただきます個人情報は、講習会の出欠管理、講習会の運営、修了証の発行に利用させていただきます。また、当法人の講習会等のご案内に利用する場合もあります。それ以外の目的には利用いたしません。

収集する個人情報項目：【申込者氏名、住所、電話番号、FAX 番号、勤務先名、所属、役職、E-Mail アドレスおよび受講者の氏名、所属、生年月日、勤務先名、所属、経歴、電話番号】

(2) 個人情報の第三者への提供・委託

収集した個人情報は法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。

(3) 個人情報提供の任意性

各社から送付された個人情報は、各個人の了承を得て送付されたものとさせていただきます。

なお、「個人情報のお取り扱いについて」に同意いただけない場合は、本講習会の申込みは受け付けることができません。

(4) 個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせ先

公益財団法人高速道路調査会 総務企画部 個人情報保護係	
書面(封書)による場合	〒106-0047 東京都港区南麻布 2-11-10 OJビル2階
電子メールによる場合	privacy@express-highway.or.jp

13. 申請・お問い合わせ先

【講習会】に関するお問い合わせ・受講申請書等送付先

公益財団法人高速道路調査会 事業部 共創事業課	
住所	〒106-0047 東京都港区南麻布 2-11-10 OJビル 2 階
TEL	03-6436-2090
FAX	03-6436-2098
MAIL	koushu@express-highway.or.jp
ウェブサイト	https://www.express-highway.or.jp/

【保全安全管理者制度】に関するお問い合わせ先

会社名	部署名	電話番号(代表)
東日本高速道路株式会社	管理事業本部 保全部 保全課	03-3506-0111
中日本高速道路株式会社	保全企画本部 保全課	052-222-1620
西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 保全サービス事業部 保全課	06-6344-4000